

道路整備の促進と道路財源の確保を求める意見書

鳴門市は、四国と阪神圏とを繋ぐハブ都市（交流拠点都市）であり四国の東玄関である。神戸淡路鳴門自動車道により「四国八の字ネットワーク」完成の折には四国四県が高速道路で結ばれることになる。しかしながら本市においては、少子高齢化社会に対応した医療施設へのアクセス道路、さらには東南海・南海地震に備えた「命の道」となる緊急輸送路の早期整備など、解決に当たらなければならない課題が数多くある。

こうした中、国において「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定され道路特定財源については、平成二十一年度から一般財源化することとされた。

一方、本市では、これまで道路特定財源に加え、多額の一般財源を投入し、必要な道路整備を進めてきたにもかかわらず、厳しい自然条件等により道路整備は依然として非常に遅れており、まだまだ都市の地域間格差が縮まっていない状況である。

このため、地方の道路整備を着実に推進すると共に適切な維持管理を図るためには、引き続き道路整備財源の十分かつ安定的な確保が不可欠である。よって、国においては、このような地方の状況を十分に踏まえ、地方における道路整備が着実に推進できるよう、道路特定財源の一般財源化にあたって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 一、地域間格差の是正から、地方にとって真に必要な道路整備が着実に進められるよう、道路特定財源の一般財源化にあたり地方財源の充実強化につながる制度設計とすること。
- 二、地方にとって「真に必要な道路整備」を新たな「道路整備計画」に明確に位置づけ、その整備を着実に推進すること。
- 三、本州四国連絡道路の整備効果を生かし、地域の活性化を図るため必要な財源を確保し、料金引き下げや割引導入など、抜本的な料金体系の見直しを行うこと。
- 四、地域経済の活性化と観光・交流をより一層推進するため「四国八の字ネットワーク」の早期整備を図ると共に、暫定二車線区間の四車線化を図ること。
- 五、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」で指定される地域における地震対策の重要性・緊急性を十分に配慮し、緊急輸送道路の整備を推進するとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。
- 六、今後、橋梁等の道路施設が急速に老朽化することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性を確保するため、適時適切な修繕等を行えるよう必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十年十月六日

鳴門市議会